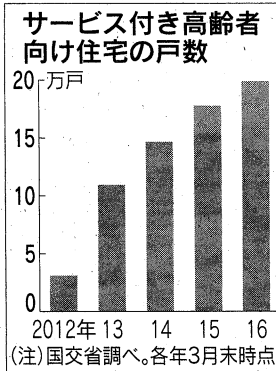


サービス付き高齢者住宅

2016 11/16

介護対応など開示促す

国土交通省はサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の事業者に介護サービスの内容の開示を促す。今年度中に職員体制など約60項目の開示を求め、内容が適切かを第三者が評価する仕組みも導入する。賃貸住宅に位置づけられるサ高住は介護施設などに比べ、サービス内容の情報が少ないとの声も出ていた。情報を充実させ、入居希望者の物件選定に役立てる。



- 国交省が事業者に公表を求める情報内容の例
- 職員の人数
 - 職員に占める介護福祉士など資格保有者の割合
 - 建物近くで利用できる介護サービス
 - 重度の認知症患者受け入れの可否
 - 現入居者の年齢や要介護度の内訳

国交省が事業者に、60項目 第三者評価も導入

国交省は現在、事業者の開示を求める内容を検討中だが、介護福祉士ら有資格者が職員に占める割合や、重度の認知症患者受け入れの可否などになる見通し。

事業者が希望すれば、開示内容の妥当性を一般社団法人「高齢者住宅推進機構」(東京・中央)が評価、公表する仕組みも設ける。

サ高住は補助金や税の優遇措置があるため民間事業者の参入が相次ぎ、国交省によると今年7月末時点で20万3783戸と急増している。

国交省などは当初、あ

▼サービス付き高齢者向け住宅(サ高住) 高齢者が安心して暮らせる住居の確保を目的とする「高齢者住まい法」の改正で2011年に制度化された。60歳以上が介護保険の要支援・要介護認定を受けた人が入居できる。事業者は都道府県や政令市などへの登録が必要で、施設のバリアフリー化や安否確認、日常的な困りごとの相談にのる生活相談サービスが義務づけられている。

定を受けた人が入居できる。事業者は都道府県や政令市などへの登録が必要で、施設のバリアフリー化や安否確認、日常的な困りごとの相談にのる生活相談サービスが義務づけられている。

いては情報が少なく、入居希望者から充実を求める声が上がっていた。

国交省が2013年に入居者約1200人を対象に実施した調査でも、約7割が契約や費用に不満がないと答える半面、「実際のサービス内容が契約書の記載や契約時に聞いた話と違う」と答えた人が約7%いた。

国交省は「事業者が積極的に情報を公表すれば入居前の想定と入居後のギャップも少なくなる」とみている。(安心居住推進課)とみ

程度自立した高齢者の利用を見込んでいたが、同省が今年5月にまとめた報告書によると、本格的な介護が必要な入居者が増加。自立歩行が困難な要介護3以上が約3割を占める。手厚い介護が受けられる特別養護老人ホームなどに入れない高齢者の受け皿になっている形だ。

サ高住の事業者が都道府県などに登録した内容は全国のサ高住の情報を集めた専用ホームページ(H.P)で公開されているが、部屋の広さや家賃など物件としての情報が大半。介護サービスにつ